

東北地方太平洋沖地震発生後の県の対応について

1. 地震及び福島第一原子力発電所事故の経緯

- 3月11日 東北地方太平洋沖地震（M9.0）発生
東京電力から、原子力安全・保安院に対し、原子力災害対策特別措置法に基づく第10条、第15条通報
- 12日 福島第一原発1号機で水素爆発
- 14日 福島第一原発3号機で水素爆発
- 15日 福島第一原発4号機で火災発生

2. 四国電力への対応

- 3月14日 伊方3号機非常用ディーゼル発電機の起動点検に立会
- 15日 知事から四国電力社長に対し、「今回の事故の情報収集と分析及び国の基準を上回る安全対策の早期実施」を要請
- 16日 知事が伊方発電所を訪問し、非常用ディーゼル発電機を現地確認
伊方町及び八幡浜市を訪問し、四電への要請を伝達
- 30日 四国電力社長から、15日に要請した安全対策について報告を受ける
知事から同社社長に対し、原子力本部を愛媛県内に移転するよう要請
- 4月13日 四国電力社長から、30日に要請した原子力本部移転について、松山市へ移転する旨報告を受ける
- 18日 四国電力の緊急安全対策に係る伊方発電所での訓練状況を現地確認
- 26日 伊方3号機の定期検査計画の報告を受け、福島第一原子力発電所事故を踏まえ、安全確保に万全を期すよう要請
- 26,27日 原子力安全・保安院の緊急安全対策に係る立入検査に同席し、現地確認
- 28日 伊方発電所緊急時対応総合訓練を現地確認
- 5月6日 全交流電源喪失時における低温停止状態移行に係る訓練を現地確認

3. 安全協定に基づく対応（四国電力からの報告）

- 3月30日 福島第一・第二原子力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策に関する国からの指示について報告受理
- 4月8日 電気事業法施行規則改正（電源機能喪失時の体制整備等の追加規定）に伴う保安規定変更に係る事前連絡受理
- 11日 非常用発電設備の保安規定上の取扱いに関する国からの指示について報告受理
- 18日 原子力発電所の外部電源の信頼性確保についての国からの指示について報告受理
- 25日 緊急安全対策の報告書を受理
非常用発電設備に関する国への保安規定変更申請について事前連絡受理
- 5月2日 東北地方太平洋沖地震により影響を受けた活断層調査に係る国からの指示について報告受理

4．環境モニタリング

- 3月 1 1日 原子力センター（八幡浜市）で環境放射線等のモニタリング監視強化
- 1 2日 松山市での監視強化
- 1 5日 原子力センターで大気浮遊じん（塵） 降下物の測定開始
- 1 7日 四国中央市に可搬型モニタリングポストを追加設置
- 1 8日 水道水の測定開始
- 2 5日 監視強化後、県内で初めて、大気浮遊じん（塵）からヨウ素 131 を検出（記者会見にて公表）
- 4月 5日 大気浮遊じん（塵）からセシウム 134 を検出（記者会見にて公表）
- 6日 大気浮遊じん（塵）からセシウム 137 を検出
- 7日 大気浮遊じん（塵）からテルル 132 及びセシウム 136 を検出（記者会見にて公表）
- 8日 大気浮遊じん（塵）からニオブ 95、テクネチウム 99m及びテルル 129mを検出（記者会見にて公表）
- 1 8日 降下物から、ヨウ素 131 を検出（記者会見にて公表）
- 2 0日 伊方原子力発電所周辺環境放射線等調査（通常調査）において、海藻類（ほんだわら）と大気浮遊じんから、ヨウ素 131 を検出（記者会見にて公表）
- 5月 2日 降下物から、セシウム 137 を検出

5．現地支援

- (1) 福島県へスクリーニングチームを派遣
 - ・3月 21～27日：第1班（4名） 3月 28日～4月 3日：第2班（4名）
 - ・災害対策本部から指示のあった避難場所等において、住民のスクリーニングを実施
- (2) 福島県へモニタリングチームを派遣
 - ・3月 23～29日：第1班（4名） 3月 31日～4月 5日：第2班（3名）
 - ・モニタリングカーを現地へ搬入し、災害対策本部から指示のあった福島原発周辺地点の放射線測定及び環境試料の採取を実施
- (3) 資機材の提供
 - 福島県の要請により、防護衣 50 着、活性炭フィルタ 200 組などを提供